

令和 7 年あきる野市農業委員会 3 月総会議事録

令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 1 時 30 分、令和 7 年あきる野市農業委員会 3 月総会は、あきる野市役所本庁舎 5 階、503 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 金澤知行、森みな美

議事日程

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明について |
| 第 2 号議案 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について |
| 第 3 号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第 4 号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時28分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。それでは全員揃いましたので、これより、令和7年あきる野市農業委員会3月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい午後、農業委員会総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。何日か前はすごい寒い日、雪も降ったりしましたが、陽気もようやく春になってきたなと感じます。年明けから寒くて、あと乾燥もあって、五日市の伊奈地区はノラボウが遅れて、どうにか2月の後半、終わり頃ですかね、採り始めたのですが、うちの方だともう花芽付けてきてまして、始まりが遅かったのにちょっと焦るような感じで、それで五日市の方たちに聞いたら、まだ全然採るような状況ではない、それだけ遅れているということなんです。米もそうなんですけど、いろいろ天候によって作物に影響が、特にうちの方はノラボウが一応特産という形を取っておりますので、一番のこの時期の稼ぎ頭なのですが、あまり出荷がないまま、ようやく2～3日前から出だして、まあまあ賑やかな売り場になったんですけども、今年は終わりが早いというのがありそうで、心配しています。秋川地区はどうか分からないですけど、一昨日売り場を見に行ったら随分青々とした良い物が出ていました。秋川の方が長く採れるのかも知れないですね。伊奈は中間で、五日市はまだ採れてないというような状況で、本当に先が心配なのですが、そんなような状況で農産物は本当に天候に左右され、うまくいかないなと毎年思います。うちの方の大先輩なんかも、毎年一年生だからということと言われて、うん、確かにそうだなと。これから新しい人たち、若い人たちがやっていくには、どうなるんだか分からないですけども、毎年全く環境が違ってくるので、それに対応できる術を、まあ、天候を読むという、天候の観測データをピンポイントで見れるものがあるようなので、そういうのも利用すると今までの状況と少し先が読めるのかなと思って、農業経営に役立つんじゃないかなと思います。そんなことで、本日は4名呼びしていますので、ぜひ意見も質問もどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はありません。本日の署名委員は渡邊委員と武田委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日はご本人をお呼びしている案件が4件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは第1号議案、番号1、番号2については関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。次のとおり被相続人及び農地等の相続人は租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。令和7年3月25日提出。あき

る野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・番号1 朗読)

続いて、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1, 番号2について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) はい。それでは番号1, 番号2について、一括で説明させていただきます。去る3月21日に事務局と大福委員と私の3名で現地調査に伺いました。場所は地図の9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇ですが、ここは2連の連棟ハウスが2棟ありまして、イチゴが、今、栽培されていきました。また、この畑は台形なものですから、端の方は一部自家用の野菜が植わってありました。そして、この畑から約100メートルほど北側にありますのが△△△-△、一番小さい面積の部分ですが、ここには小さいハウスが2棟ありまして、片方には使わなかったイチゴの苗と思われる物が置いてあり、もう1つのビニールハウスには農機具等が置いてありました。続いて□□□-□ですが、ここにもビニールハウスが2棟建っております。ここはどちらも空になって、作物は入っておりませんでした。多分ですが、イチゴ苗の栽培をしていたんだと思われます。若干ハウスのビニールが切れている所があったのですが、ちょうどそこに新しいビニール資材と思われる資材が置いてありましたので、この後、修理をするのではないかと思います。これが番号1です。続いて番号2です。これは非常に細長い畑で、今、説明した畑のすぐ隣接した北側になります。全部でハウスは4棟ありました。一番南側の所に2棟、これもどちらも何も入っておりませんでした、きれいに管理されています。あと北側の方に2棟、片方にはイチゴ、片方はミニトマトを片付けた跡がありましたけど、やはりきれいに管理されておりました。この中間部分に栗と自家用と思われますノラボウ等が植わってありました。〇〇〇〇さんは皆さんご存じの方も多いと思いますが、あきる野市のイチゴを栽培したパイオニアという部分もありますので、問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

(平野委員) ここは生産緑地なんですか。

(事務局) はい。生産緑地です。

(議長) 他にご質問ございますか。それでは、ご本人がいらっしゃっていますので、何か質問等、ぜひお願いいたします。

(〇〇氏・△△氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、お二人それぞれ自己紹介と、今後の営農の目標等ありましたら、お話いただければと思います。よろしく願いいたします。

(〇〇氏) はい。こんにちは。私はあきる野市●●で農業をやっています、〇〇と申します。このたび父親が亡くなりまして、姉と２人で農地を相続することになりました。今、イチゴをメインに作っております。これからも姉と２人で農地を守って、直売所とか、あとは市に貢献したいと思います。よろしくお願いいたします。

(△△氏) 〇〇〇〇の姉の△△と申します。どうぞよろしくお願いいたします。農業は一応自分で借りている畑を一生懸命やっていたんですけれども、このたび弟の〇〇と一緒にやっていけたらと思ひまして、頑張りたいと思ひます。

(議長) はい。ただいま、お二人からご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

(大福委員) 大福です。よろしくお願いいたします。あの、今回ご姉弟ではほぼ半分ぐらいの面積で相続されるということですが、多分イチゴがメインのハウスだったように思うのですが、今までもずっとイチゴを作ってきて、今後についても同じような経営ということで、ご姉弟で今までと同じようなイチゴを栽培することによってよろしいでしょうか。

(〇〇氏) はい。姉弟２人で農地を半分ずつ相続するんですけれども、本当に今まで通り、姉も今まで手伝いに来ていただいたので、本当に今まで通りの農業経営、農地を守っていききたいと思っております。今まで通りの経営でやっていきますので、そんなところです。

(大福委員) はい。基本的には、普段は〇〇さんが主体となって、という感じで？

(〇〇氏) そうですね。私が主体となって経営して、姉も手伝っていくという感じですね。

(大福委員) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。それでは、〇〇さん、△△さん、本日はお忙しいところありがとうございました。

(〇〇氏) はい。ありがとうございました。

(△△氏) ありがとうございます。失礼します。

(〇〇氏・△△氏 退室)

(議長) 何か他にご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号１の〇〇〇〇さん、番号２の△△△△△さんは相続税の納税猶予に関する適格者であることにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) では、異議がないようですので、証明することにいたします。続きまして、第２号議案、収受１３１について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書３ページ目をご覧ください。第２号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について。農地法第３条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和７年３月２５日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第２号議案・収受１３１ 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受１３１について、担当の田中委員、説明願います。

(田中委員) はい。３月２１日に事務局１名と米倉委員と私の３名で現地を視察いたしました。地図は１１ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

現地に囲まれるように住宅がありますが、ここが譲受人の方のお住まいということになります。まず自宅の南側の畑①、畑②、畑③、畑④ですが、ここは筆数がありますが、ほぼ一体の土地として利用されています。木もかなり植わっていきまして、サクラとか、サルスベリとか、果樹というよりは植木ということで、奥の方にはエビネが、植えたのか分かりませんが、群生している所でございます。しかしながら、東側に50年生以上の杉山がありまして、これが日を遮っていて、現地調査に行ったのは午前9時半頃だったのですが、まだ日は当たっていません。自分の感覚でここに日が当たるのは、おそらく午前11時ぐらい。それで川を挟んで反対側の西側にも山がありますので、谷間なので、おそらく2時頃には日が入ってしまうだろうと考えまして、おそらく日照時間は3時間程度と思われます。その中で栽培できる野菜があるのかと本人も検討されているようで、事務局にもここで作れる野菜はないかと質問をいただいているということで、意欲はあるというように判断しております。そして、自宅の上側の畑⑤、畑⑥、畑⑦、畑⑧は裏山でございます。ちょっと急な山ですが、ここを登り切ると平らとまではいかないですが、なだらかな斜面に花桃、柚、梅等が植えられています。あと蠟梅も植えられておりました。ここは比較的きれいなのですが、鹿の糞がかなり見受けられました。谷間の山間地で耕作放棄されて、荒れ放題の畑なのかどうか分からないような所が多くある中で、この土地を〇〇さんが譲り受けることで自宅と一体の土地、自分の所有となるということでございます。〇〇さんが今、住んでいる場所は譲渡人である△△△さんから、宅地の部分だけを購入したという経緯もありますので、今回この土地を購入していただければ、この場所も荒れなくて、自分の土地ということで管理をしていただけるものと考えております。どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と田中委員から説明をしていただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。よろしければご本人をお呼びします。それではお願いします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と今後の抱負や計画等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) はい。あきる野の●●におります、〇〇と申します。よろしくお願いいたします。今、畑ということになっているのですが、畑にするにはちょっと日当たりもあんまり良くないような場所でありまして、これからどうしようかなと考えているのですが、現状は、畑と言っても野菜とかそういうのを作っている訳ではなく、自然に生えているフキノトウとかタラノメとか、そういう物が結構出てきていますので、そういった物を少し増やしてあげるしかないんじゃないかなと考えてはいるのですが、農家とか農業というものは経験がないものですから、これから集落の長老なんかと話を聞きながら、少しずつ開拓してやっていけたらなと思っております。そんな感じで、本当に農業は素人なんですけれども、ぜひよろしくお願いいたしますと思っております。

(議長) はい。ただいま、ご本人からご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

(田中委員) 先日お伺いしました、推進委員の田中と申します。

(〇〇氏) ありがとうございます。

(田中委員) いろいろ、ありがとうございました。現地を見させていただきまして、確かにおっしゃるとおり、日照時間という問題で、あれ、冬場だと多少南が入ってくるんですけど、日照時間は冬場は2時間ぐらいになっちゃいますかね。

(〇〇氏) 冬場ですと大体11時半ぐらいから2時半、3時ぐらいまでですね。

(田中委員) この間、9時半頃行かせていただいて・・・

(〇〇氏) はい。まだ当たってないと思います。

(田中委員) 見た感じ、この時期で11時頃から2時頃には、もう入っちゃうのかなという感じはしたんですけど。冬場の方が多少日照時間が長くなる、低い分ですかね。

(〇〇氏) あ、以前はもう少し当たっていたんですけど、両隣の木が伸びてしまったおかげで、随分時間が短くなって、その、今、伐採の話を東京都とされているらしいんですけど、私の土地ではないので、詳しくは分からないんですけど、そうするともうちょっといいかなという感じもするんですけど。

(田中委員) はい。ちょっと事務局の方から、何かここで育てられる作物はないかというお話があったということでございまして、私なりに考えて、ミョウガならできるのかなと。

(〇〇氏) あ、ミョウガはもう出ています。

(田中委員) あ、やっぱり。

(〇〇氏) ミョウガとかワラビなんかはもう出ていますね。

(田中委員) あと、裏の山ですね。ちょっと急な所を登って行くと、いくらか斜めで、花桃とか、梅、柚。

(〇〇氏) あそこは花桃と蠟梅が植わってまして・・・

(田中委員) 梅と柚もありましたよね。

(〇〇氏) 梅もあります。

(田中委員) あと、鹿の糞も見られたんですけど。

(〇〇氏) そうですね。鹿はもう毎晩のように遊びに来ています。

(田中委員) その辺の対策もこれから大変だと思うんですけど、ぜひ管理をしていただければと私は思っていますので、よろしくお願いします。

(〇〇氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか。

(米倉委員) 私も先日お伺いした米倉です。

(〇〇氏) ありがとうございました。

(米倉委員) エビネは植えられた物なんでしょうか。それとも野生？

(〇〇氏) エビネは半分以上が後から植えた、私ではないんですけど、前任者が植えた物です。

(米倉委員) あ、そうですか。あれ小分けにして鉢植えにして育てると、結構売れるらしいんですけど。

(〇〇氏) そうですね。あの、地植えの方がいいんじゃないかと聞いたので、そのまま置いてあるんですけど。ちょっと珍しい色の花らしいんですけど、ちょっと詳しくないんで分かんないんですけど、一応置いてはあります。一度エビネは盗まれたんですよね。掘られちゃって。ある

というのが、何か、聞いて来られたのかどうか分からないですけど。それでちょっと数は少なくなっただんですけど、まだ大分あります。

(米倉委員) あと、もう1つ。斜面の梅とか蠟梅とかあったと思うんですけど、いくつか枝が折れてたりしたんですけど、あれは自然に折れたのですか。

(〇〇氏) あれはですね、雪の重みで折れちゃったんです。湿った雪だとどうしても、必ずと言ってはあれですけど、何ヶ所かは折れちゃいますね。

(米倉委員) 結構斜度がきついので、手入れとかするの大変だなと思って。

(〇〇氏) あ、結構大変です。

(米倉委員) そうですよ。

(〇〇氏) 花桃の所は下は年に2回ぐらい、集落の花の会という集まりで、草刈りをやったりしているんですよ。あの花桃の咲く時期を目当てでかなり観光客が来られますので、その前に手入れをして、という形で、ちょっと登りやすく、歩きやすくというのを、階段なり、上に上がれるような形を作っているんですけど。

(米倉委員) 大変ですけど、ぜひ頑張ってください。

(〇〇氏) はい。そうですね、思った以上に大変です。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。それでは、〇〇さん、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

(〇〇氏) はい。ありがとうございました。よろしく願いいたします。失礼いたします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご意見、ご質問はよろしいですか。

それでは、ないようですので、収受131について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号2, 番号3については、関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和7年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号2 朗読)

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2, 番号3について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。説明いたします。3月21日に長濱委員と事務局2名、計4名で現地調査に行っておりました。地図は16ページをご覧ください。

（現地案内図 説明）

現地案内図の黒塗りの部分は、草は刈られているような状態で、耕耘すれば作付けできるのかなと思います。また、斜線の部分は良く耕耘されておりまして、いつでも作付けできるようなきれいな状態でありました。借り主の〇〇さんは●●の方で、●●の方でも水稻、田んぼをやられています。主に体験農園という形でやられているそうです。そちらが今度少し手狭になるということで、農業会議に相談したら、ここを紹介されたということで、今回申請がありました。以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

（議長）ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

（堀江職務代理）ここは前回違う方が借りられましたよね？

（事務局）はい。前回借りていた方から返却の申し出がございまして、その理由が、その方はこの場所で野菜をやろうとしていたのですが、やはりかなり水が入ってしまって、水が抜ける道を作ったりしたのですが、なかなか抜けないということで、申し訳ないのですが返却させていただきます、という申し出があったので、今回、新しい方を見つけてきたという形です。

（堀江職務代理）今度の方は田んぼを？

（事務局）田んぼを専門でやっている方になります。

（堀江職務代理）分かりました。

（議長）他にご質問ございますか。

（小川委員）ここはイノシシは大丈夫なのですか。

（事務局）イノシシも出ます。目撃情報とかも寄せられていますので。

（平野委員）対岸がひどくてですね、そこから時々渡ってくる。

（小川委員）ああ、川を越して？

（平野委員）はい。だから、対岸よりは頻度は少ないです。

（小川委員）分かりました。

（議長）他にご質問ございますか。体験農園ということですか。

（事務局）そうですね。体験農園が主な収入源・・・

（議長）車を止めるとか、そういうことは考えているの？

（事務局）その点も考えているようで、一応予定としては、この後ご本人様に質問していただいてもいいのですが、田んぼの真ん中の道に縦列駐車とかであれば止められるかなと。ただ周り公道ですので、そういった所には止めないように、また乗り合いで来られるようにと、お伝えしたいとは思っています。

（議長）他にご質問ございますか。それでは、ご本人をお呼びします。お願いします。

（〇〇氏 入室）

（〇〇氏）失礼します。

（議長）本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と今後の目標等ありましたら、お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

（〇〇氏）はい。はじめまして。作業着のままで失礼します。私は●●市に在住しております〇〇〇〇と申します。私は以前、有機栽培、自然栽培といった農作物を販売している会社に長らく勤めていまして、販売するだけではなかなか物足りないという思いから、2009年に子育て

仲間の友人から●●市内の小さい田んぼを紹介していただきまして、２００９年から●反歩、小さく田んぼをスタートしました。そこから地域の田んぼがどんどん、●●市は住宅化が進んでいまして、田んぼがなくなってしまうという現状をなんとかしたいという気持ちがどんどんつのりまして、２０１９年に稲作で新規就農しました。その時に●反の新しい田んぼ、合計●反の田んぼで就農したのですが、去年は●町●反の田んぼを●●市内で耕作しました。残念ながら今年その内の●反が区画整理でなくなってしまうという現状なのですが、そういった現状を東京都農業会議の方に相談したところ、あきる野で田んぼをちょうど●反借りないかというお話をいただきまして、今年からぜひ●反歩、なくなった分と同じ面積になるんですけれども、耕作させていただきたいなと思っております。私は祖父母がもう亡くなってはいるのですが、あきる野の●●にずっと住んでおりましたので、小さい頃から田んぼ近くの道を行ったり来たりしながら、●●とあきる野を行き来しておりました。私にとって第２の故郷のようなあきる野で、このようなご縁をいただいて非常にありがたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、ご本人からご説明いただきましたが、何かご質問、ご意見ございますか。

(小川委員) こんにちは。小川と申します。私も草花、御堂中学校の近くで田んぼをやっているんですけど、ぜひ頑張ってもらいたいと思うのですが、あの、この場所、イノシシが出る可能性があるのですが、その対策はどう考えているのか教えてもらいたいんです。

(〇〇氏) 私が住んでいる●●市内はまだイノシシの害というのがなくてですね、あの、まだ分からない現状になります。もしイノシシが出るということであれば、やはり収穫時期に入られてしまうと収穫できないということなので、やはり電柵が必要なのかどうか、その辺りも周りの稲作をされている先輩の方々にお聞きしながら、対策は練りたいと思っておりますが、全く分からない現状ですので、ぜひいろいろと教えていただきたいなと思っております。

(小川委員) 農機具は大体持ってるんですよ。

(〇〇氏) そうですね。田植機、トラクターと持っていて、ただ、私、天日干しをしております、天日干しにこだわっているというところもあります。それで新たな●反歩を今、かける丸太の干し棒がどこかに余っていたら、ぜひご紹介いただけないかなと。ちょっとそこは今、干す材料を、丸太をどうしようかというようなところで、考えているところであります。

(小川委員) ぜひ、頑張ってください。

(〇〇氏) ありがとうございます。

(議長) 他にご質問、ご意見ございますか。

(平野委員) 平野と申します。現地調査に伺わせていただきました。それで、一部体験農園みたいなことをやられるということで、市民農園とか体験農園で、この辺でもあるのですが、近隣の方とのトラブルでは、やっぱり駐車スペースとか、そういうところでの問題があるのですが、その対策だとかはお考えでしょうか。

(〇〇氏) はい。●●ではやはり生産物を売るだけではなかなか難しいところがあって、体験もひとつの柱にさせていただいているのですが、今回現場を見させていただきまして、田んぼの真ん中に車が駐車できる畦のスペースが非常に長くありまして、目測ではあるのですが、１０台強ぐらいは、縦に縦列と言うか、縦に並べていくような駐車方法ですけれども、田んぼの敷

地内には駐車は可能なのかなと思っております。あとは近隣にピンポイントで、田植えの日だけでも貸していただだけませんかというようなご縁がありましたら、これからご相談させていただいて、単発のレンタルという形でお借りできる場所がないかというようにも考えております。

(平野委員) 分かりました。よろしくお願いします。

(〇〇氏) よろしくをお願いします。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。それでは、〇〇さん、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

(〇〇氏) はい。ありがとうございました。よろしくお願いします。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他に何かご質問、ご意見ございますか。ここに縦列で止めるという話ですが、この隣辺りは田んぼをやっているんですか。東側辺り。

(堀江職務代理) 東側は埋めちゃってて、畑をやっているんです。そこは電気柵や何かで防除してあります。ここから北側になってくると、何軒かはやっている所もあります。

(議長) まあ、車を止めると言っても、行き止まりの道のようなだから、ここから先には行けない。

(平野委員) そう。誰も使わないから。

(堀江職務代理) あと、この〇〇さんに地主さんの紹介はしてないのですか。

(事務局) 実際、面と向かってお会いしている場は設けています。

(堀江職務代理) 天日干しにこだわっていると言っていたので、その材料はあるはずなんですよ。

(平野委員) ああ、そうだ。

(堀江職務代理) 使っていないのが。だから、それを借りるなり・・・機械は全部売っちゃったから。

もしかしたら、干す物は残っている可能性はあるんだけど、それは聞いてみれば、もしかしたら、あるかも。

(事務局) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見、ご質問、よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号2, 番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第2号議案、収受130について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

(第2号議案・収受130 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受130について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。現地調査の結果を報告します。21日に平野委員と事務局2名、4名で現地調査をしてまいりました。地図は10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

この譲受人と譲渡人は姉弟になります。○ー○ですが、この畑の地続きでL字型の畑が南側にありまして、L字型の畑は姉弟で所有している畑になります。両方の畑の管理そのものは、譲受人である弟さんが今までされてきてまして、お姉さんは●●●にお住まいなので、ここで所有権移転をするということです。現地は今、ブルーベリーやミカンがここで植えられたようで、きれいに耕耘されていまして、管理もきれいにされていまして。特に問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、収受130について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受140について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書4ページ目をご覧ください。

(第2号議案・収受140 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受140について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。説明いたします。3月21日に現地調査に行っておりまして。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、地目は田んぼなのですが、赤土が客土してありまして、畑として使っておりまして。きれいに耕耘されておりまして、いつでも作付けできる状態にあります。ここを買われる○○さんですが、果樹を専門で生産されている方でして、昨年もファーマーズセンターの近くのブルーベリー畑を購入したのが○○さんでございます。同じ方が購入されて、現在は●●●●●●●●●●のアルバイトなんかもしながら、生計を立てているそうでございます。以上になります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、収受140について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和7年3月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。説明いたします。3月21日に現地調査に行つてまいりました。地図はまず13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

ここは梅の木が8本、剪定した跡もありますし、下草も刈られた様子もありました。問題ないと思います。次に14ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

ここは北の方にブルーベリーの苗が10本ほど、大きな株が植わっております。手前にはネギが植わっておりました。真ん中はきれいに耕耘されておまして、何ら問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願ひいたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号1についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員) よろしく願ひします。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書6ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。こちらの方も21日に事務局と平野委員と4名で現地調査をしてまいりました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の状態ですが、大きなハウスが1棟ありまして、これは〇〇さんが使われているハウスだと思いますが、その西側隣にイージーハウスが1棟、さらにその外側に2冊できるぐらいの場所がありまして、それが現地となっております。イージーハウスの中にはまだ出たばかりで分からないのですが、何か作付けされていて、コマツナじゃないかなと思うのですが、そんな状況です。外側の方は耕耘されて、これからまた何かを植え付けるのではないかと思います。きれいに整地されて良く管理されているのが見受けられました。特に問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしく願ひします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) ハウスがあるということですが、ハウスは〇〇さんがまだ使うということですか。

(長濱委員) はい。イージーから西側を△△さんが借ります。

(大福委員) それで、〇〇さんですが、借入地がある状態で今回貸すということですが、今後例えばもっと〇〇さんが借りたいとなった時は、何か制約とかあるのですか。

(事務局) 一応、全部耕作要件というのがありますが、例えば借りたことによって使い勝手が良くなるというようなことであれば、いいのかなとは思いますが、場合にもよるのかなと思います。

(事務局長) 集約化とかでは？

(事務局) はい。集約化とかもあったりするので、一概に貸したから次は借りられないとか、そういうことではないので、そこは臨機応変に判断する必要があるかなと。

(嶋崎委員) ひとつ、じゃあ、いいですか。あの、〇〇さんといろいろ話している中では、この畑は家から遠いでしょ？だから、わざわざこの畑のためにトラクターで行くの大変だから、近い所に結構借りてあるからね。だからまあ、借りる方は近所だし、お互いに有効に使えるし、使い易いということで、結構いいんじゃないですかね。そういう意味ではね。

(事務局長) そうですね。集約化という意味でもね。

(嶋崎委員) だから、やっぱり、そういう風に使い易くしてやった方がね、なんかいいような気がしますよね。

(大福委員) はい。いいことだと思います。

(議長) そうですね。いいことですし、いいことを気が付きましたね。借りて貸すのはどうなのかなと、確かに大切な問題です。ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号１の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号４についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員) お願いします。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書８ページ目をご覧ください。

(第４号議案・番号４ 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号４について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。３月２１日に現地を確認いたしました。地図は１７ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇－〇と△△△－△は一体で利用されていて、現在よく耕耘されて、作付け前の状態ということが伺えました。特に問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号４の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入っていきます。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号５について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書８ページ目をご覧ください。

(第４号議案・番号５ 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号５について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。説明いたします。こちらも２１日に現地調査を行いました。地図は１０ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地ですが、行った当日はちょっと申し上げにくいのですが、昨年のナスがまだやりっぱなし状態で、事務局からちょっと言っていたいたのですが、今日の時点ではそれらは片付けられていました。この先何かを植えるんじゃないかなと思われそうですが、耕作はされているようであります。この方は以前にも他の場所でナスの作りっぱなし、ということがあった方なので、ここも長いこと放置していた関係で、あまり荒れさせないようにした方がいいかなという気はしますが、現時点ではとりあえず問題ないと思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。これ、借りている他の所は大丈夫ですかね。

(事務局) 大丈夫です。何か気付いたことがあれば、すぐにご連絡ください。対処いたします。

(議長) 他はよろしいですか。

それでは、ないようですので、番号５の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和７年あきる野市農業委員会３月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、4月28日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、505会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時35分